

女性・男女共同参画

こちらをご利用ください 就労・労働に関する相談…P.15

| 名称/相談方法 | 場所 | 地図 | 相談日 | 相談時間 | 問合せ |
|---|---|------------------|---|--|--|
| 女性の生き方電話相談  | <電話相談> | - | ①第1～4月・木曜 ②第1～4火・金曜 | ① 13時～20時 ② 10時～17時 ※12時～13時、17時～18時は除く | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ 電話：06-6844-9820 ※相談専用 |
| 働く女性の生き方電話相談  | <電話相談> | - | 第1～4月・木曜 | 18時～20時 ※12時～13時、17時～18時は除く | |
| ガールズ相談  | <電話相談> | - | ①第1～4月・木曜 ②第1土曜 | ① 13時～20時 ※17時～18時は除く ② 13時～17時 | |
| 女性の生き方面接相談 ※要予約(約50分)  | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ (玉井町 1-1-1-501 エトレ豊中 5階) | P20 22 | ①第1・3月・火曜 ②第2・4月・火曜 ③第1木曜 ④第2・3・4木曜 ⑤第1～4土曜 | ①③ 10時～20時 ②④ 10時～17時 ⑤ 10時～12時 ※12時～13時、17時～18時は除く | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ 電話：06-6844-9739 ※申込専用 |

◆女性カウンセラーがお聞きします

- 生き方や家族関係、対人関係などの問題で悩んでいるなど

※ガールズ相談は、10歳代・20歳代・30歳代女性が対象。

こんなときにご相談ください

| 名称/相談方法 | 場所 | 地図 | 相談日 | 相談時間 | 問合せ |
|--|---|------------------|------|---------|--|
| FPによる離婚にまつわるお金の相談  | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ (玉井町 1-1-1-501 エトレ豊中 5階) | P20 22 | 第4土曜 | 10時～12時 | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ 電話：06-6844-9820 ※相談専用 |

- 離婚を考えている子育て中の女性、シングルマザー向け

こんなときにご相談ください

| 名称/相談方法 | 場所 | 地図 | 相談日 | 相談時間 | 問合せ |
|---|---|------------------|------------------|------------------------|--|
| 女性のための法律相談 ※要予約(約30分) ※ひとり1回限り  | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ (玉井町 1-1-1-501 エトレ豊中 5階) | P20 22 | ①第1・2金曜 ②第3金曜 | ① 10時～12時 ② 18時～20時 | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ 電話：06-6844-9739 ※申込専用 |

- 女性弁護士による法律相談を受けたい

こんなときにご相談ください

| 名称/相談方法 | 場所 | 地図 | 相談日 | 相談時間 | 問合せ |
|------------------|---|-----------|-----|---------|--------------------------------------|
| 生理用品の購入が困難な女性の窓口 | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ (玉井町 1-1-1-501 エトレ豊中 5階) | P20 22 | 開館日 | 10時～12時 | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ 電話：06-6844-9772 |

こんなときにご相談ください

- 経済的な問題のため、生理用品の購入が難しいと感じているとき など

| 名称/相談方法 | 場所 | 地図 | 相談日 | 相談時間 | 問合せ |
|-----------------------|---|-----------|------|---------|--|
| 女性のためのからだと心と性の相談 ※要予約 | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ (玉井町 1-1-1-501 エトレ豊中 5階) | P20 22 | 第3火曜 | 18時～20時 | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ 電話：06-6844-9739 ※申込専用 |

こんなときにご相談ください

- ※子ども自身からの相談は内容によりお伺いします。
- 病院に行くほどではないが相談したい
- 更年期症状、ストレスからくる身体の不調、不妊・出産・出産後の身体の悩み、生理不順 など

| 名称/相談方法 | 場所 | 地図 | 相談日 | 相談時間 | 問合せ |
|----------|--------|----|----------------|------------------------|--|
| 男性のための相談 | <電話相談> | - | ①第2火曜 ②第4土曜 | ① 18時～20時 ② 13時～17時 | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ 電話：06-6844-9111 ※相談専用 |
| ボーイズ相談 | <電話相談> | - | ①第2火曜 ②第4土曜 | ① 18時～20時 ② 13時～17時 | とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ 電話：06-6844-9111 ※相談専用 |

こんなときにご相談ください

- ※対象は男性のみ。男性相談員がお聞きします。
- パートナーとの関係、人間関係などの問題に悩んでいる など
- ※ボーイズ相談は、10歳代・20歳代・30歳代男性が対象。

| 名称/相談方法 | 場所 | 地図 | 相談日 | 相談時間 | 問合せ |
|--|--|----|---------------------------|-----------|--|
| とよなか市はいぐうしゃぼうりょくそうだん しえんせんたー 支援センター | <電話相談> | - | げつ きんよう 月～金曜 ※祝日、年末年始はのぞく | 9時～17時 | とよなか市はいぐうしゃぼうりょくそうだん しえんせんたー 電話：06-6152-9893 ※相談専用 |
| おおさかふいけだこ 大阪府池田子ども家庭センター (配偶者暴力相談支援センター) | おおさかふいけだこ 大阪府池田子ども家庭センター (池田市満寿美町 9-17) ※令和6年眞面市内に移転予定 | - | げつ きんよう 月～金曜 | 9時～17時45分 | おおさかふいけだこ 大阪府池田子ども家庭センター 電話：072-751-3012 ※DV相談専用 |

こんなときにご相談ください

- 配偶者や恋人等からの暴力で悩んでいる など

| 名称/相談方法 | 場所 | 地図 | 相談日 | 相談時間 | 問合せ |
|---|--|----------|---|-----------------------------------|---|
| おおさかふじょせいそうだんせんたー 大阪府女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター) | おおさかふじょせいそうだんせんたー 大阪府女性相談センター (大阪市中央区 大手前 1-3-49 ドーンセンター 3階) | P21 B | まいにち 毎日 ※祝日、年末年始はのぞく ※日曜日が祝日の場合、日曜日は開庁し、振り替の月曜日がやすみ | へいじつ 平日：9時～20時 きゅうじつ 休日：9時～17時 | おおさかふじょせいそうだんせんたー 大阪府女性相談センター 電話：06-6949-6022、ファクス：06-6940-0075 |
| | | | ねんじゅう 年中無休 | 24時間対応 | おおさかふじょせいそうだんせんたー 大阪府女性相談センター 電話：06-6946-7890 ファクス：06-6940-0075 ※DVに関する相談のみお受けします |

こんなときにご相談ください

- 配偶者・恋人からの暴力、ストーカー被害、夫婦や家庭内トラブル、人間関係などで悩んでいる

| 名称／相談方法 | 場所 | 地図 | 相談日 | 相談時間 | 問合せ |
|--|--|----------|------|------------------|--------------------------------|
| 法務省の人権擁護機関に よる人権相談  | 大阪法務局 (大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎) | P21 A | 月～金曜 | 8時30分 ～17時15分 | 女性の人権ホットライン 電話：0570-070-810 |

こんなときにご相談ください

- 配偶者やパートナーからの暴力に悩んでいる
- 職場等において、いじめやセクシュアル・ハラスメントを受けた など

| 名称／相談方法 | 場所 | 地図 | 相談日 | 相談時間 | 問合せ |
|--|--|-----------|------------------|---------|---|
| 男女共同参画に関する相談と 苦情の申し出  | 男女共同参画苦情処理委員会 (玉井町 1-1-1-501 エトレ豊中5階 とよなか男女共同参画 推進センターすてっぷ内) | P20 22 | 火・土曜 ※年末年始は除く | 13時～17時 | 男女共同参画苦情処理委員会 電話：06-6840-8055 メール：danjokujou@city. toyonaka.osaka.jp |

こんなときにご相談ください

- 市の制度等で男女共同参画の推進を阻むと思うことがある
- 男女共同参画推進の視点から、市に改善を求めたい
- 職場、学校、団体等において、性別で差別的な扱いを受けた
- 職場での性別による賃金差別や昇格差別等を受けた など